

## 宇都宮市公文書等管理条例（骨子案）に関するパブリックコメントについて

### 1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間                      令和7年12月15日（月）～令和8年1月14日（水）

(2) 意見の応募者数                      3名  
       意見数                                  12件

(3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	計
人数			3		3

### 2 意見の処理状況

区分	処理区分	件数
A	意見の趣旨等を反映し、条例案に盛り込むもの	0件
B	意見の趣旨等は、条例案に盛り込み済みと考えるもの	1件
C	条例案に盛り込まないが、今後の施策等の参考とするもの	6件
D	その他（施策全般に対する要望・意見など）	5件
計		12件

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	D	<p>現用文書に対する制御から特定歴史公文書の活用までを担える人材の配置を期待する。特に、「利用の促進」を行うには専門職が必要となる。庁内公募により、公文書管理に関心のある職員に国立公文書館のアーカイブズ研修の受講及び認証アーキビスト取得を進めさせ、当該業務に配置すべきである。</p> <p>国立公文書館の研修を受講し、認証アーキビスト資格を有することで職員自身の情報リテラシーが向上する。また、そのような職員が複数存在することによって行政経営の質を上げることにも将来的につながっていくと考える。</p>	<p>公文書の管理や特定歴史公文書の利用促進に向けては、認証アーキビストの有する専門知識や実務経験等は重要でありますことから、本条例で設置予定の公文書等管理委員会の委員選任の際の参考とさせていただきます。</p> <p>また、職員に対しても、今後、公文書の管理を適正かつ効率的に行うための研修を実施するほか、国立公文書館長会議や公文書管理フォーラムなどの各種研修等に参加し、市民共有の知的資源・財産である公文書に対する職員の責任意識を高め、公文書のより適正な管理に努めていきたいと考えております。</p>
2	D	<p>特定歴史公文書の保存活用のある公文書館を整備することの議論が十分でないように思われる。</p> <p>公文書館が整備されないことで、国</p>	<p>本市といたしましては、まずは、現在未整備の歴史公文書の適切な保存や市民による利用を制度化することが必要であると考えております。</p>

		<p>立公文書館からアーカイブズ情報を獲得しづらくなる可能性がある。</p> <p>国立公文書館長会議への当該担当者のオブザーバー参加やアーカイブズ研修Ⅱへの参加など、能動的にアーカイブズ情報を得るためのチャンネル作りを欠かさないようにしてほしい。</p>	<p>公文書館の整備については、現在、検討しておりませんが、今後、公文書管理事務を執行していく中で、その必要性についても検討してまいります。</p> <p>今後とも、国立公文書館長会議への参加等によりアーカイブズ情報を得る機会を逃さず、先進事例など情報収集を図ってまいります。</p>
3	D	<p>公文書の保存期間は最長30年とあるが、最長30年とする根拠もどこかの資料に示した方が良いと考える。</p>	<p>国では、公文書等の管理に関する法律及び施行令において、保存期間を最長30年としており、本市においても国の考えを踏まえ最長30年としております。</p> <p>保存期間については、別途条例施行規則において規定する予定であり、最長30年とする根拠については、本条例や歴史公文書制度を周知していく際に合わせて示してまいります。</p>
4	D	<p>歴史公文書から特定歴史公文書に移管される場合の具体的な基準はどのようなものか。</p> <p>市長や公文書等管理委員会の判断とは理解しているが、一定の基準を定めなければその時の人次第になってしまう。</p>	<p>歴史公文書を選別するための基準については、令和3年度に、有識者による歴史公文書選別基準策定懇談会で意見等をいただき「宇都宮市歴史公文書選別基準」を策定しております。(別添参照)</p> <p>この基準に基づき、各所管課での公文書の作成・取得時に歴史公文書を選別し、保存期間の満了時に再度確認を行い、公文書等管理委員会の確認を経て特定歴史公文書に移行することとなります。</p> <p>また、職員間で判断に差異が生じないように当該基準の適正な運用に努めるとともに、職員に対する研修を実施してまいります。</p>
5	C	<p>歴史公文書でない公文書の保存期間満了時に保存期間を延長する基準はどのようなものか。</p>	<p>保存期間の延長については、各所管課において、公文書の保存期間満了が到来してもなおその公文書が当該部署の職務の遂行上必要な現用文書であるか判断する必要があります。</p> <p>なお、骨子案には記載していませんでしたが、骨子案 No. 4 (整理) の項</p>

			<p>目に対応する条文に以下の規定を設ける予定です。</p> <p>「職務の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、設定した保存期間及び保存期間の満了する日を延長することができる。」</p>
6	B	<p>目的について、「市民の知る権利を保障し、市民主体のまちづくりの推進、市民生活の向上及び文化の発展に寄与すること」など市民のための公文書管理制度であることを含意したほうがいいと考える。(戸田市・三豊市などの条例を参考)</p>	<p>ご意見については、骨子案No.1（目的）に「…公文書等は、市民共有の知的資源であり、市民が主体的に利用しうるものである…」と規定しており、ご意見の「市民のための公文書管理制度」であることを含めております。</p>
7	C	<p>公文書の定義について、「実施機関の職員が職務上作成又は取得した文書」だけでなく、「図画、写真、フィルム、電磁的記録」などについても言及すべきと考える。</p> <p>歴史公文書の定義については、尼崎市や栗東市のように、「①市の組織及びその機能又は政策の検討過程、決定、実施若しくは実績に関する重要な情報」、「②市民の権利又は義務に関する重要な情報」、「③市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報」、「④本市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報」について記載すべきと考える。</p> <p>また、三豊市のように「郷土の歴史的又は文化的な価値を有する行政文書又は地域資料」について言及し、博物館が存在しない宇都宮市において、歴史資料の保全等についてもカバーできる条例とすべきと考える。</p>	<p>骨子案には記載しておりませんでした。骨子案No.4（定義）に該当する条文では、「公文書」の定義について、文書には、図画及び電磁的記録を含むことを規定する予定です。</p> <p>「歴史公文書」の定義については、ご意見にある①～④のような考え方を宇都宮市歴史公文書選別基準の「基本的な考え方」に位置付けており、この基準に適合するものが歴史公文書に選別されることとなります。</p> <p>なお、選別基準については、条例施行に伴い歴史公文書制度を周知していく際に合わせて示してまいります。</p> <p>また、郷土資料の保全等につきましては、宇都宮市図書館条例第2条第1号に図書館が行う事業として「図書、記録、郷土資料、地方行政資料（略）を収集し、分類し、排列し、及びその目録を整理すること。」と規定があり、これまでも所管部署と情報共有を図ってきたところであります。今後も資料が適切に保存され、市民利用が図られるよう連携を図ってまいります。</p>
8	C	<p>利用の促進について、市民への教育普及の観点から「展示、その他の方法により」を追記すべきと考える。</p>	<p>公文書館を有していないことや展示スペースの確保が困難であることから、文言としては条文に追記しませんが、先進事例等も参考にしながら、利</p>

			用の促進を図ってまいります。
9	C	研修について、市民の代表者たる市議会議員への特定歴史公文書の利用に関する研修についても記載すべきと考える。	市議会議員も含めた市民に対しては、制度の周知や利用者向けの手引きの作成などにより、利用促進を図ってまいります。
10	C	公文書館及び専門職の配置について、最低でも10万点近くの永年保存文書が宇都宮市には存在することから、宇都宮市の公文書管理を適正に行い、市民の利用に供するため、公文書館の設置並びに認証アーキビスト等の専門職の配置について条文中に記載を求める。	<p>本市といたしましては、まずは、現在未整備の歴史公文書の適切な保存や市民による利用を制度化することが必要であると考えております。</p> <p>公文書館の整備については、現在、検討しておりませんが、今後、公文書管理事務を執行していく中で、その必要性についても検討してまいります。</p> <p>また、公文書の管理や特定歴史公文書の利用促進に向けては、認証アーキビストの有する専門知識や実務経験等は重要でありますことから、本条例で設置予定の公文書等管理委員会の委員選任の際の参考とさせていただきます。</p>
11	D	宇都宮市文化財保存活用地域計画について、歴史公文書等におけるその他の文書には、古文書など民間所在資料も含まれることから、宇都宮市文化財保存活用地域計画との整合性を計った条例案となることを求める。	本条例の制定に当たっては、これまでも宇都宮市文化財保存活用地域計画の所管課と情報共有を図ってきたところです。今後、公文書管理の適正な運用に当たっても、関係課と適切に情報共有を図りながら進めてまいります。
12	C	公文書管理規定については、「歴史公文書を選別するための基準を定めなければならない」「選別基準を制定し、又は改廃するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない」と規定・基準の制定を必須とし、改廃については管理委員会の諮問を必要とすることを求める。	<p>歴史公文書を選別するための基準については、令和3年度に宇都宮市歴史公文書選別基準を策定しており、現在、この基準に従い運用しております。</p> <p>基準の改廃については、骨子案No.28（委員会の設置等）において公文書等管理委員会の所掌として記載している「公文書等の管理に関する重要事項」に該当することから、公文書等管理委員会の諮問を必要とする予定です。</p>